

鹿児島工業高等専門学校内部質保証委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校学則第2条第2項及び鹿児島工業高等専門学校内部質保証規則第6条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本校の内部質保証の取組を統括し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証の基本方針に関すること。
- (2) 教育理念、ミッション、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの評価及び策定に関すること。
- (3) 自己点検・評価に関すること。
- (4) 外部評価に関すること。
- (5) 第三者評価に関すること。
- (6) 評価結果に基づく対応措置に関すること。
- (7) その他内部質保証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 校長補佐
- (3) 類長
- (4) リベラルアーツ系長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) 総務課課長補佐（総務担当）
- (8) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長（総務企画主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会委員長は、審議した事項について委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議への報告)

第6条 委員長は、審議した事項について運営会議に報告し、または決裁を求めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月6日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程（平成4年6月19日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。